

議案第 22 号

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 13 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項第 2 号中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

栄養士法の改正に伴い、栄養士による必要な配慮が行われることを要件とする規定に管理栄養士を加える必要がある。